

第七回 参議院厚生委員會會議錄第二十号

昭和二十五年三月二十三日(木曜日)午前十時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○生活保護法案(内閣送付)

○国立岩手療養所の火災復旧に関する請願(第五八一号)

○国立福島療養所の火災復旧等に関する請願(第八一五号)

○国立療養所経費国庫補助増額に関する請願(第二二七号)

○国立療養所患者賄費予算増額に関する請願(第三〇四号)

○田辺市に大阪国立病院白浜分院移転反対の請願(第一二六五号)

○北海道砂川町立社会病院建設工事費国庫補助に関する陳情(第一六六号)

○委員長(塚本重蔵君) これより會議を開きます。

この際生活保護法案の予備審査に入りたいと思ひます。尙提案理由の説明を林厚生大臣にお願いいたします。

○國務大臣(林厚生君) 只今上程されました生活保護法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本案は、現行の生活保護制度に代る新たな制度を創設しようとするものではございませんで、現行の制度を強化拡充してよりよき制度たらしめようとするものであります。いわば生活保護法改正案とも申すべきものと存じます。

生活保護法が昭和二十一年十月一日に施行されてから、今日に至るま

での間救済福祉に関する基本的法律として果して参りました重大且効果的な役割につきましては、改めて申すまでもないところでありますが、我國現下の情勢より見ますと、ここ暫くの間はこの制度の保護に依存しなければならぬものの数の漸増することが予想されますので、この際この制度を急速に整備強化することが必要となつて参つたのであります。

特に昨年以來当国会におきましても極めて緊急なる問題として取上げられました未亡人母子援護の問題、或いは、遺族援護の問題等を通じて、はなはなしくも現行制度における各種の欠陥が指摘せられて、遂に昨年九月十三日内閣に設けられました。社会保障制度審議会から現行の生活保護制度を緊急に改善強化し、以つて、当面の緊迫せる情勢に対応すべき旨の、勧告を受けるに至りましたので、政府におきましては、これらの要請に応じまして現行の生活保護制度を眞に憲法第二十五條の定める理念にふさわしいものたらしめるよう、ここに生活保護法の全面的改正を提案することとしたのであります。

今回の改正における主なる点を申し上げますと、
第一に、この制度を憲法第二十五條の規定に盛り込まれた国民の生存権保障の理念を體現するに相応しいものとしたこととあります。
因より現行の制度の下におきましてもこの法律による保護は、慈惠的恩惠

的のものとして行われるものではななく、国の責務として行われる建前をとつてゐるのであります。今回の改正におきましては、第一章総則におきまして国民は一定の要件の下において、この法律による保護を当然に受ける権利ある旨を明かにいたしますと同時に、第二章保護の原則、第三章保護の種類及び範囲、第五章保護の方法等におきましてこの法律によつて行われる保護の内容を法律において規定することにより、慈惠的色彩の一端を期した次第であります。

第二に、この法律によりまする保護に対して、不服申立の途を拓いたこととあります。

即ち、第一審を都道府県知事の決定としたしまして、第二審を厚生大臣の裁決とする不服申立の制度を法律上の制度として確立することとしたのであります。

第三に、この法律の実施に當るもの主体を訓練された有給専門の職員とし、民生委員はこれに協力するものたることを明らかにしたこととあります。

民生委員の関與により生活保護制度が国民に極めて親しみ易いものとなつてゐる長所は、高く評価するべきであります。が、他面眞の責任者にあらざるものにあまりに多く依存することは、法の執行に於ける公の責任を曖昧にする嫌ひがありますので今回の改正においては、法の運営に於ける両者の責任区分を明確にすると共に両者の協力体制を今後とも維持することとしたのであります。

制を今後とも維持することとしたのであります。

第四に教育扶助及び住宅扶助の制度を創設したこととあります。現行制度の下におきましても、教育費だけが調達できないとか、或は、住居費だけが十分でないとかいふものを保護する生活扶助、医療扶助、生業扶助、葬祭扶助の五つの種類の他に新たに教育扶助及び住宅扶助を設け保護に遺憾なきを期することとしたのであります。

第五に、医療機関について、指定制度を設け監督制度を実施することとしたこととあります。

生活保護法により、医療保護を受けるもののために使用されてゐる費用は、保護費総額の約四十五%に達しておりますので、今回の改正におきましては、医療機関の指定制を確立すると共に、その診療方針及び診療報酬は、社会保険のそれに準ずるものたることを明かにし、併せてその請求を監査し得る途を開き濫診濫療をならしめるようにしたのであります。

以上が本案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御協賛あらんことを望みます。

尙詳細のことにつきましては政府委員から御説明を申上げることといたします。

○委員長(塚本重蔵君) お諮らういたしますが、政府委員からもう少し詳しく説明を本日引續いて説明して頂きますようか。

明に對しまして一言だけお尋ねしていただきたいことがあるのですが差支ございませんでか。

○委員長(塚本重蔵君) よろしうございますね。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○岡元義人君 それでは今度の改正要点が只今御説明のありましたように、未亡人母子援護と遺族援護というものが国会において非常に問題になつた、それを十分に考慮して今度の改正の運びとなつておるといふような御説明でございますが、ここで一つどうして明らかにして頂きたいことがあるのであります。それは今御説明のごとく遺族援護といふこの遺族といふのは一体どの範囲までと大臣はお考えになつて、この生活保護法の改正においてお考えになつたか、その遺族の点をこの際につきましましておきませんと今度参議院におきまして今問題となつております遺族の保障の解決を別途に考慮しております問題があるもので、一応その範囲は私もおきまして強制的に從事してそうして死んで帰るというものの、それから一般邦人が間違えられていられる特別未帰還者給與法によつて把握しておるところの對象者、この對象者の遺族といふようなものも一応この戦時保護法で全部やつて行くのだ、こゝういふような見解で以てこの改正が行われておるか、この点を聞かして頂きたいのです。これは非常に重要な問題であります。若しこれで一本で行

くというよりなことで含んで改正がされたといふならば、片一方の方のそういう私達が別個な見解を持つておりますところの遺族というものは、この立法を議する上において非常に困難な状態になつて参ります。この点をはつきりして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(林義治君) 只今閣元委員からお話の遺族につきましては、無差別平等で行くということと考へますので全般についての問題と考へております。

ただ軍人遺家族のみとは考へておりません。

○山下義信君 本案の審議の都合上ちよつと私この際聞いておきたいと思ふことがあるのです。この法律案は政府はいつから施行するといふ考へを持ておるか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 本法案は一応四月一日から施行するつもりで以て提案いたしておりますが、各種の手續が遅れまして提案が非常に遅れておりますので、この点につきましては四月一日を固執するものではないのでございまして、私共適當なる御修正を願わなければならぬということに相成ろうかと思つております。

○山下義信君 言うまでもなく重大な法案でありますので、本日は同僚諸君の出席も比較的少いのでございまして、事務当局その他から詳細に説明を聴取し、尙本案の質疑を開始いたしますことは、成るべく委員の出席の多い機会から開始して頂きたいと、かように私考へるものであります。恐らく来週の半ば過ぎ頃には各議員も上京せら

れまして揃うのではないかと考へますので、そのときから事務当局の詳細なる説明並びに我々の質疑を開始する、かようにお運びを願ひたいと考へます。

○委員長(塚本重蔵君) お諮りいたします。今山下委員のお説のごとく審議を進めて行くことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤森眞治君 大体この出席等を見ておりますと、今日なんか余程多い方なことで、必ずしもこれ以上になるということとは私は予想できない。成るべく多く揃つてから始めたい。これは結構ですが、折角これだけ揃つておるのだから始めても少しも差支ない。私は成るべく早く質疑を始めるようにお願いしたいと思ひます。

○岡元義人君 かまいませんが、若しお差支ございせんでしたら、私さつきの大臣のお答へにもう一点だけ合点の行かないところがありますので、質問を許して頂きたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) よろしうございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡元義人君 只今大臣は私の質問に對しまして、無差別平等の原則に従つて行く、こういう御返事があったのですが、それは生活保護法自体そのものが無差別平等のセヴン・セヴン・ファイヴの原則に、指令に従つてやつておるというところはよく分るのです。分るのですが、私がお聴きしましたのは、それでは特別未帰還者給與法の対象者であるところの者もすべて無差別平等の原則によつて把握して行くのだ、こういう意味であつたならば問題であるとい

うので私は質問しておるわけです。それは何故と申しますと、これは當然この遺族は別個に考へられるところの性格を十二分に持つておるということなんです。だから遺族とここに指しておられるが、その遺族とは要するに終戦前の遺族と、こういう意味でありまして、終戦後における者の遺族、これは相当数に上るのです。この遺族と戦時中の遺族と、それから間違ひられた邦人を遺族に含んでおる。その遺族、これらに對する何は一緒にしてしまつてやられるということになりますと、今後非常に問題が起るということをお申上げておるわけなんです。

○国務大臣(林義治君) お氣持は私共も十分分つておりますが、この遺族といふことの問題につきましては、終戦前だとか終戦後だとかいふことなしに、全部のものと考へております。

○山下義信君 只今藤森委員からの御意見もありましたが、私共この法案を受取つたのは昨日なんです。昨日受取るなり直ぐに正誤表が廻つて参りました。本員は昨晩遅くまで正誤表を見比べながら訂正をいたしました。どうして分らないところがある。段々見たりと配付せられた正誤表の中にも又間違ひがあつて合点の行かないところがある。他の委員諸君はその正誤表によりまして、正確に御正誤に相成つたかどうか知りませんが、本員は十分に正誤ができませんでした。今朝来まして委員部と見比べて見ますと、正誤表の中に誤りがある。又正誤表の書き方が不十分であつてどうして合点のしにくい点か今朝判明したのであります。又龐大なる改正案の多数の條項

でございまして、十分まだ読んでもおりません。今日直ちに事務当局の詳細なる説明を聴いてみたところで、法案自体まだ読み切つていないのですから、数日間お延ばしになつても一向差支ないのじやないか、殊に生活保護法の関係におきまして最も熱心な同僚諸君の教名も未だ登院していないのであります。成る程全員が揃うとか、或いはこれ以上の多数の委員のお揃ひなる機会が或いは望めせんか分りませんが、少くとも生活保護法関係に關しましては、従来特に御熱心であつた同僚諸君もまだ教氏お見えにならないのでありますから、事務当局の説明は私は注意して聴かなければならぬ説明であると思ふ。大臣は一応大体の御説明をなされたのであるが、實際のこの法の内容についての詳細なる説明は事務当局がいづれもするの例になつておるものである。且つ又資料等も私共の手許にこの法案と一緒に御配付になつたものは不十分である。例えばこの法案で政令に譲られておる点が多々ある。如何なる政令を作られようとするのか、殊に今回の法案の中で最も重大な点の一つの点は、申請制度である。それらの詳細は皆政令に譲られておる、如何なる方法によつてこの申請を取扱つて行かれるか、審査の方法はどうやるか、審査官の身分、資格等はどうかするのであるか、これについてはまだ本員は何ら資料を持たない。まだ政府当局者はこの本案に關係いたします資料を我々に配付せられるものがあるだろうと思ふ。数日間お延ばし願ひまして、他に議します諸願その他の案件もあるものでありますから、できるだけ熱心な同僚諸君の揃われた機会を待つて

御開始願ひたいということを私はお願いする次第であります。

○草葉隆國君 これは一つ今日直ちにというよりも、ここ暫く下見をしてこちらより研究しまして、その時期等は理事會でよくお打合せ願つて、そうして成るべくみんなの議員の希望に副うようにお取計らい願う方がよいのじやないかと存するのであります。従つて今日直ちに聴かんでも近々の機会に、十分その機会がありますので、理事會でその日取りをお打合せ願つたらどうでしょうか。

○山下義信君 草葉君の御意見に賛成します。異議ありません。この際は委員長を通じて、政府に資料の要求をいたしたいと思ひます。この案によりまして、先程政府当局の説明された通り、一応四月一日から実施しようとしておつたのであります。いうまでもなく本日提案でありますから、これは四月一日に間に合いませんのであります。一応四月一日から実施しようとしてあつたのでありますから、恐らく政令等の準備もできています。恐らく政令等でありますので、この法律に必要な政令は大体どういふふうな草案になつておるかといふことの、政令に對する草案を資料として我々に配付せられたいといふことを要求いたします。委員長から要求して頂きたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 只今山下委員から要求のありました政令草案は、至急一つ御提出をお願いいたします。外に資料の要求はありませんか。勿論今議員から要求がなくても、必要と思はれる当局にありますが、關係資料は、十分に御提出を願ひます。

○岡元義人君 私にはさつきの大臣の、岡元委員の気持は分るがと……勿論分つておられると思うのですが、厚生省当局が非常に拘泥しておられるようでありますから、勿論この次に延ばされるのであるならば非常に幸いでありますので、若し今のような答弁で行きまするとすれば、あのスキヤビンのAG二百六十号という内容が、非常に見解が我々とは根本的に喰違つていゝことになつてしまふわけでありまして、その点はこの次にもう少しはつきりよく具体的に検討して頂きまして、誰が常識で考えても一般邦人がとにかく軍人軍属と間違えられてしまつた、そのために未帰還者特別給與法というものができてゐることは分り切つてゐる。それまでもここに書いてあるところの遺族という名前の中に入れてしまふ、これはいわゆる一般にスキヤビンから出て来ているのでありますから、そういうような解釈を厚生省自体がされるということになりますと、実に困る。この点はもう少し検討されまして大臣も十分考へておこうというのを本會議で前に答弁があつた。非常に大事な問題ですから、ここで速記をつけたまふが、この点につきましては、PHWに對しまして十分に再三我々參議院の立場から交渉いたしまして、その解釈に對しては岡元ステートメントをリール・セクションに出すまで言われている。それにも拘わらず厚生省がまだそういうところに研究もせん、こたわり過ぎてゐるということ、將來大きな禍根を残すものと思ふ。いつまで経つてもこの問題は解決つかないから折角の機会にもう少し検討せられ

まして、誰が見ても、子供であつても分るようなことを分らんような風をしないで、これは違ふなら違ふ、ここに改正の要点として生活保護法の中に入れてゐるものは取敢ずという工合にしたけれども、それは我々の解釈として、いわゆるスキヤビンの指令によつて我々考へてゐる遺族という名前をつけるかどうかというところは、私はつきりされた方がいゝと思ふ。そうでない、我々が後程立法して行く上において、いろ／＼な壁にぶつかつて行くということになりまして、是非一つそういう工合に説明が延ばされました機会に、もう少し私の質問に對して御検討してこの次に御回答を頂きたい。

○井上なつゑ君 先程から資料の請求をしてゐるのであります。それとより資料を下さることは存じますけれども、今回改正になりました大きな項目でございまして酒療保護でございまして、これについて明らかに私共に分りますような資料を御提出頂きたいと思ひます。お願いいたします。

○草葉隆國君 私も資料について現行法の実施の最も最近の資料を、そうしてその内訳に、許されておる最高限度を貰つてゐるのがどのくらいで、最低はどのくらい貰つてゐるか。或いは府県知事の特別の許可なり厚生大臣の特別な許可を貰つてやつてゐるものはどのくらいかというような實際の一切のことが分るような資料を一つお願いしたい。

をどういふふうに見ておるかという、最低生活の水準に関する確固たる、政が基礎にしております資料、これを御提出をお願いしたい。そうして政府の扶助の基準額というやうなものを本員たちはしばしばこれを配布されてゐるものであります。國民の最低生活というものの水準に関する資料は、未だ曾て厚生省から本員たち今日までその資料を徴したことはない。國民の最低生活の水準をどう見ておるかというこの具体的な資料を提出するように政府に御要求をお願いいたします。

○委員長(塚本重蔵君) 外に資料の御要求がございまして。山下委員から要求のありました政令草案、それから最低生活水準に関する資料、井上委員の医療に關係する資料、それから草葉委員の実施以後における今日の實際でございます。この資料の中に盛られてあるものの外に……これはできるだけ早く……草葉委員、この今出されてゐる参考資料の中に、生活保護法実施以来の實施状況、それから生活保護法による被保護者の實際調査というものは……

○草葉隆國君 併しその最高を貰つてゐるのがどのくらいか、最低がどのくらいかとかいうことは一向分らないので、それから現在の限度ではやれないものを特別の許可を貰つてゐる、こういうものも分らない。つまり総額の基本になつてゐるもの……

○委員長(塚本重蔵君) 最低、最高、それから特別な取扱ひ……

○草葉隆國君 ええ。

○政府委員(木村忠二郎君) 直かにお渡しにございまして資料の法令集の一番前につけてあると思ひます。お渡ししてあるものでないけなうでしょうか。

生活保護法施行令草案としてつけております五の關係法令の一番前につけてあります。それから草葉委員から言われました現行法の施行に際しまして、貰つております最高最低のものは、最高はこの基準額までございまして、それから最低のものになりますと、非常に僅かな金額というものもあり得るわけでありまして。これも調査は具体的にいたしておりますので、どのくらいおるかということは分りません。

○草葉隆國君 いつか間に合ふときでいいのですが、実はずつと見ますと、現在の扶助の最高限度、いわゆる限度があるが、限度に對する實際の實施は何ぼしか行つていない、例えば全國平均の去年の十二月現在におきまして、一人が一日十八円にしかなつていない、最高月に六百円程度、府県によつて違ひます。従つてこれが實際の収入によつて差引くと思つてございまして、現行法の實施が十分であるならば、もつと二倍の程度まで行けそうな気がする。そこに大変疑問を持つ。結局この改正と同時に實施をどうするかというところに最大の疑問がある。かういふ点で申上げたわけですが、ほんのちびつとしかやつておられない。本當はそれではいけません。限度はこまであるけれども、地方にはちび／＼とやつて、そこまでやれるものをやつてゐないという實際であります。これが私共はつきり今まででないの、疑問に思ふ。若しできておりませんならば何かの機会にでもいゝ。實際のパーセントというものを上げて頂きたい。

○委員長(塚本重蔵君) それではいろいろ御意見も出ましたが、詳細な説

明を次回に、或いはその後、に理事会等で打合せして後に聞くことに御異議ございせんか。

○藤森眞治君 ちよつと申上げて置きますが、人数が少いということ、今日やらないということになりますと、今後この安足数というものは非常に嚴重に守つて頂かないといけませんと思ひます。或る特殊の人がいないから便宜を図るとかどうとかいうことであれば、これは一応分るのであります。人数が少いということであれば、これは定足数ということに十分気を付けて頂きたいということに申上げて置きます。

○草葉隆國君 私は今の御両所の御意見、両方とも御尤もと存じます。大體のプランを理事会でずつと御組みになつて、そうしてそれを一般に御相談願つて進むと議事が都合よく行くと思ひます。

○山下義信君 私の申上げてゐる趣旨は、人数が少いからとかどうとかいうのではなく、元來根本的にかような重大なる法案の取扱ひ方は、是非當委員會としても慎重にお扱ひをお願いしたい。昨日法案が配付せられて、これは事務的にいへば、今日の公報に直ぐ載つて今日開いてもそれは違法ではありませませんが、かういふ法案の取扱ひ方につきましては、資料その他の点、或いは質疑その他の万般の準備等々、委員會におきましても相當に準備の必要があるのじやないかと思ふ。それを卒然として公報に載せられて、昨日の今日に直ぐに政府当局の説明を求めて直ちに審議に入るといふやうなことは、かういふ重大な法案に對しましては、本員達準備が不十分であるということに申上げて、準備のできるやうにお計らいを

願いたいというこの趣旨で申上げたのであります。さうにお運び願うことを希望しております。

○岡元義人君 今山下議員の御発言の通り、この法案は一時も早く各委員も上げたい、改悪ではなく改正なんです。からそういふ気持は皆お持ちであらうと、私先程賛成の意見を表しましたのは、全く草葉委員の御意見と同じように、今度の生活保護法の改正案というものは相当大巾な改正案であるというところから、我々も非常に関心を皆持つておつたのであります。もう少し二三の資料を頂いて検討したいという気持ちで申上げておるので、委員数がどうこうというやうな意味において御賛成しているわけじゃないのであります。だからどうこうというわけではない、一時も早く上げたい。これは改悪じゃない、確かに改正であります。その点については殆んど当委員会の方が同じ意見だろふと思うのでありますから、山下委員、草葉委員の御発言に賛成いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 如何でしよう。本日は一応この程度にいたしまして、次の議事の進行につきまして、よく理事の方と相談いたしまして審議に進みたいと考えるが如何でございましょうか。

○委員(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(塚本重蔵君) 藤森委員如何でしようか。

○藤森眞治君 よろしいです。

○委員長(塚本重蔵君) それでは生活保護法に關します審議は本日はこの程度に止めたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) それでは引続

いて請願第五八一号・第八一五号・第二二七号・第三〇四号・第一二六五号並びに陳情第一六六号を審議いたします。速記を止め下さい。

午前十一時十九分速記中止

午後零時五十八分速記開始
○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時五十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
藤森 眞治君
岡元 義人君

委員

山下 義信君
石原幹市郎君
草葉 隆圓君
井上つとむ君
小杉 イキ君

國務大臣

厚生大臣 林 譲治君

政府委員

厚生事務官 久下 勝次君
(医務局長)
(厚生事務官) 木村忠二郎君
(社会局長)

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

生活保護法案

生活保護法案

生活保護法

目次

第一章 総則(第一條―第六條)

第二章 保護の原則(第七條―第十條)

第三章 保護の種類及び範圍(第十一條―第十八條)

第四章 保護の機関及び実施(第十九條―第二十九條)

第五章 保護の方法(第三十條―第三十七條)

第六章 保護施設(第三十八條―第四十八條)

第七章 医療機関及び助産機関(第四十九條―第五十五條)

第八章 被保護者の権利及び義務(第五十六條―第六十三條)

第九章 不服の申立(第六十四條―第六十九條)

第十章 費用(第七十條―第八十條)

第十一章 雜則(第八十一條―第八十四條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本国憲法第二十五條に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第二條 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができ、るものでなければならない。

(保護の補正性)

第四條 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(この法律の解釈及び運用)

第五條 前四條に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

(用語の定義)

第六條 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといかないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給與し、又は貸與される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給與又は貸與によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給與又は貸與、医療

の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章 保護の原則

(申請保護の原則)

第七條 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第八條 保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第九條 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且な適切に行うものとする。

(世帯単位原則)

第十條 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章 保護の種類及び範圍

(種類)
第十一條 保護の種類は、左の通りとする。

- 一 生活扶助
 - 二 教育扶助
 - 三 住宅扶助
 - 四 医療扶助
 - 五 出産扶助
 - 六 生業扶助
 - 七 葬祭扶助
- 2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、單給又は併給として行われる。

(生活扶助)

第十二條 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

(教育扶助)

第十三條 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴つて必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第十四條 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の維持のため

に必要なもの

(医療扶助)

第十五條 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

(出産扶助)

第十六條 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分娩の介助の給付
- 二 分娩前後及び分娩後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(生業扶助)

第十七條 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

(葬祭扶助)

第十八條 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 死体の運搬
- 二 火葬又は埋葬
- 三 納骨その他葬祭のために必要なもの

できない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき

第四章 保護の機関及び実施(実施機関)

第十九條 市町村長(特別区の存する区域においては、都知事とする。以下同じ)は、要保護者に対して、この法律に定めるところにより、保護を決定し、且つ、実施しなければならない。

2 保護は、要保護者の居住地の市町村長、居住地がないか、又は明かでないときは、現在地の市町村長が行うものとする。

3 要保護者の居住地が明かであつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、前項の規定にかかわらず、保護は、その者の現在地の市町村長が行うものとする。

4 前三項に規定する市町村長の行う保護に関する事務は、政令の定めるところにより、他の市町村長に委託して行うことを妨げない。

委託して行うことを妨げない。

(指揮及び監督機関)

第二十條 この法律の施行については、厚生大臣は都道府県知事及び市町村長を、都道府県知事は市町村長を、指揮監督する。

2 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

(補助機関)

第二十一條 都道府県及び厚生大臣の指定する市町村は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するため、社会福祉主事を置かなければならない。

2 社会福祉主事は、事務吏員をもつて充て、政令の定める資格を有する者の中から任用しなければならない。

3 社会福祉主事の定数は、政令の定める基準により、都道府県又は市町村の條例で定める。

第二十二條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員は、市町村長又は社会福祉主事から求められたときは、市町村長及び社会福祉主事の行う保護事務の執行について、これに協力するものとする。

(事務監督)

第二十三條 厚生大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する官吏又は吏員に、その

の監督を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された官吏又は吏員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることが出来る。

3 第一項の規定により指定すべき官吏又は吏員の資格については、政令で定める。

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四條 市町村長は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

2 前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。

3 第一項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

4 保護の申請をしてから三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、市町村長が申請を却下したものとみなすことができる。

5 前四項の規定は、第七條に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五條 市町村長は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種

類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 市町村長は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前條第二項の規定は、この場合に準用する。

(保護の停止及び廃止)
第二十六條 市町村長は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八條第四項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(指導及び指示)
第二十七條 市町村長は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(調査及び検診)

第二十八條 市町村長は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について、当該吏員

に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、市町村長の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定によつて立入調査を行う当該吏員は、厚生省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 市町村長は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは、歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(調査の嘱託及び報告の請求)

第二十九條 市町村長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

第五章 保護の方法

(生活扶助の方法)

第三十條 生活扶助は、被保護者の居室において行うものとする。但し、これによりることができないとき、これによつては保護の目的を

達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を養老施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に收容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に收容を委託して行うことができる。

2 前條但書の規定は、被保護者の意に反して、收容を強制し得るものと解釈してはならない。

3 市町村長は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

4 前項の許可は、家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の適用に關しては、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第三十一條 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによりることができないとき、これによりることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居室において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対し交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 收容し、又は收容を委託して生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは收容の委託を受けた者に対して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

第三十二條 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによりることができないとき、これによりることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)
第三十三條 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによりることができないとき、これによりることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第三十四條 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによりることができないとき、

これによりることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九條の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法（昭和二十二年法律第二百七号）の規定によりあん摩又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行ふことのできる範囲の施術について、第五十五條の規定により準用される第四十九條の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことが妨げない。

4 急迫した事情がある場合においては、被保護者は、前二項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

5 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対し交付するものとする。

(出産扶助の方法)
第三十五條 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによりることができないとき、これによりることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付の

うち、助産の給付は、第五十五條の規定により準用される第四十九條の規定により指定を受けた助産婦に委託して行うものとする。

3 前條第四項及び第五項の規定は、出産扶助について準用する。

(生業扶助の方法)

第三十六條 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授與は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授與のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

(葬祭扶助の方法)

第三十七條 葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

第六章 保護施設

(種類)

第三十八條 保護施設の種類は、左の通りとする。

一 養老施設

二 救護施設

三 更生施設

四 医療保護施設

五 授産施設

六 宿所提供施設

2 養老施設は、老衰のため独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3 救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

5 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

6 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られていた要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を與えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

7 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

する。

(保護施設の基準)

第三十九條 保護施設は、その施設の設備及び運営並びにその施設における被保護者の数及びこれとその他の施設における利用者の総数との割合が厚生大臣の定める最低の基準以上のものでなければならぬ。

(都道府県及び市町村の保護施設)

第四十條 都道府県は、保護施設を設置することができる。

2 市町村は、保護施設を設置しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が前條の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

4 保護施設を設置した都道府県及び市町村は、現に收容中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮小し、若しくは休止することができる。

5 都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、條例で定めなければならない。

(公益法人の保護施設の設置)

第四十一條 都道府県及び市町村の外、保護施設は、民法第三十四條の規定により設立した法人(以下「公益法人」という。)でなければ設置することができない。

2 公益法人は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その

認可を受けなければならない。

一 保護施設の名称及び種類

二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況

三 寄附行為、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 取扱定員

六 事業開始の予定年月日

七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の名氏及び経歴

八 経理の方針

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九條に規定する基準の外、左の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。

二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。

三 保護の実務に当る幹部職員が厚生大臣の定める資格を有するものであること。

4 第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するために必要と認める条件を附することができる。

5 第二項の認可を受けた公益法人は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

ならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。

(公益法人の保護施設の休止又は廃止)

第四十二條 公益法人は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に收容中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明かにし、且つ、第七十條、第七十二條又は第七十四條の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(指導)

第四十三條 都道府県知事は、保護施設運営について、必要な指導をしなければならない。

2 公益法人の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四條 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務又は会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該吏員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)

第四十五條 厚生大臣は都道府県に

対して、都道府県知事は市町村に
対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命じ、又は第四十條第二項の認可を取り消すことができる。

一 その保護施設が第三十九條に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

三 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、公益法人に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一條第二項の認可を取り消すことができる。

一 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

二 その保護施設が第四十一條第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。

3 都道府県知事は、前項の規定に
反したとき。

より、事業の停止を命じ、又は認可を取り消す場合には、当該保護施設の設置者に対して弁明の機会を與えなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(管理規程)
第四十六條 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び方針

二 職員の定数、区分及び職務内容

三 その施設を利用する者に対する処遇方法

四 その施設を利用する者が守るべき規律

五 被收容者に作業を課する場合に、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法

六 その他施設の管理についての重要事項

2 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、前項の規定により届けられた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないとき、その管理規程の変更を命ずることができ(保護施設の義務)

第四十七條 保護施設は、市町村長から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。

2 保護施設は、要保護者の收容又は処遇に当り、人種、信條、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

3 保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

4 保護施設は、当該吏員が第四十四條の規定によつて行入検査を拒んではならない。

(保護施設の長)
第四十八條 保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。

2 保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることができ(る)。

3 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。

4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたとき、これを届け出なければならない。

第七章 医療機関及び助産機関
(医療機関の指定)
第四十九條 厚生大臣は、国の開設した病院又は診療所についてその主務大臣の同意を得て、都道府県

知事は、その他の病院若しくは診療所又は医師、歯科医師若しくは薬剤師について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定医療機関の義務)
第五十條 前條の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という)は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行方指導に従わなければならない。

(指定の辞退及び取消)
第五十一條 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、前條の規定に違反したときは、厚生大臣の指定した医療機関については厚生大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

(診療方針及び診療報酬)
第五十二條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、指定医療機関の所在する市町村(特別区を含む。この條において以下同じ)に国民健康保険(特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ)が行われているときは、その診療方針及び診療報酬の例により、指定医療機関の所在する市町村に国民健康保険が行われていないときは、健康保険の診

療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費審査)
第五十三條 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行方前項の決定に従わなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)
第五十四條 都道府県知事は、診療内容及び診療報酬を審査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該吏員に、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関等の準用)
第五十五條 第四十九條から第五十一條までの規定は、この法律による助産扶助のための助産を担当する助産婦並びにこの法律による医療扶助のための施術を担当するあん摩師及び柔道整復師について、第五十二條及び第五十三條の

規定は、前項の規定による検査について準用する。

規定は、医療保護施設について準用する。

第八章 被保護者の権利及び義務

(不利益変更の禁止)

第五十六條 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることない。

(公課禁止)

第五十七條 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五十八條 被保護者は、既に給與を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九條 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十條 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

(届出の義務)

第六十一條 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、市町村長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二條 被保護者は、市町村長が、第三十條第一項但書の規定により、被保護者を收容し、若しくは收容を委託して保護を行うこと

を決定したとき、又は第二十七條の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

(費用返還義務)

第六十三條 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村長に對して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において市町村長の定める額を返還しなければならない。

(不服の申立)

第六十四條 被保護者又は保護の開始若しくは変更の申請をした者は、市町村長のした保護に関する処分に対して不服があるときは、その決定のあつた日から三十日以内に、書面をもつて、当該市町村長を経由し、都道府県知事に不服の申立をすることができ、

(都道府県知事の決定)

第六十五條 都道府県知事は、前條第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、不服の申立が理由がないと認めるときは、決定をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があると認めるときは、決定をもつて、市町村長のした処分を取り消し、若しくは変更し、又は市町村長に對し期間を定めて必要な保護の決定をすべきことを命じなければならない。

(不服申立書の送付)

第六十六條 第六十四條の規定による不服の申立をした者は、前條の規定に對してなお不服があるときは、その決定の通知を受けた日から六日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を経由し、厚生大臣に不服の申立をすることができ、

(厚生大臣の裁決)

第六十七條 厚生大臣は、前條第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、不服の申立が理由がないと認めるときは、裁決をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があると認めるときは、裁決をもつて、都道府県知事の決定を取り消し、又は変更すべき点を指示して、事件を都道府県知事に差し戻さなければならない。

(市町村の支弁)

第七十條 市町村(特別区の存する区域においては、都とする。以下同じ)は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(都道府県の支弁)

第七十一條 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

第三十九條第二項又は第四項の規定による保護の実施に要する費用(以下「保護費」という。)

(保護施設事務費)

第三十條第一項但書、第三十三條第二項又は第三十六條第二項の規定により被保護者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託した場合に、これに伴つて必要な保護施設の事務費(以下「保護施設事務費」という。)

(委託事務費)

第三十條第一項但書の規定により被保護者を適当な施設に收容し、又はその收容を適当な施設若しくは私人の家庭に委託した場合に、これに伴つて必要な事務費(以下「委託事務費」という。)

(保護施設の設備)

第四十條第二項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の支弁)

第七十一條 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(市町村の支弁)

第七十條 市町村(特別区の存する区域においては、都とする。以下同じ)は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(都道府県の支弁)

第七十一條 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(市町村の支弁)

第七十條 市町村(特別区の存する区域においては、都とする。以下同じ)は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

繰替支弁しなければならない。

2 第十九條第三項の規定による保護が行われた場合においては、被保護者の居住地の市町村が保護費、保護施設事務費及び委託事務費を支弁し、現住地の市町村が一時的にこれを繰返支弁しなければならない。

(都道府県の負担)

第七十三條 都道府県は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 第七十條第二号の民生委員費の四分の一

二 第二十條第三号から第五号まで並びに前條第二項の保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の二。但し、被保護者が同一市町村に引き続き一年以上居住しているものであるとき、又は現に被保護者と同居しているその者の扶養義務者が現に居住している市町村に引き続き一年以上居住しているものであるときは、その十分の一

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

2 前項第三号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定める。

(都道府県の補助)

第七十四條 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一條の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その保護施設を利用すること

がその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。

二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに收容若しくは供用の余力がないとき。

2 第四十三條から第四十五條までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。

一 厚生大臣は、その保護施設に對して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。

二 厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果をもたげるために不適当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。

三 厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

(国の負担)

第七十五條 国は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 第七十條第二号の民生委員費の二分の一

二 第七十條第三号から第五号まで並びに第七十二條第二項の保護費、保護施設事務費及び委託

事務費の十分の八

三 第七十條第六号の設備費の二分の一

四 第七十一條第二号の設備費の二分の一

五 第七十四條第一項の規定により都道府県が補助した設備費の三分の二

(遺留金品の処分)

第七十六條 第十八條第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、市町村長は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に對して優先権を有する。

(費用の徴収)

第七十七條 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があつたときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、市町村長と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、市町村長の申立により家庭裁判所が、これを定める。

3 前項の処分は、家事審判法の適用については、同法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

第七十八條 不実の申請その他不正

な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があつたときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

(返還命令)

第七十九條 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。

二 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。

三 保護施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四 保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれに基いてする処分に違反したとき。

(返還の免除)

第八十條 市町村長は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

第十一章 雜則

(後見人選任の請求)

第八十一條 被保護者に、親権者及び後見人の職務を行う者がないときは、市町村長は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(実施命令)

第八十二條 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第八十三條 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條があるときは、刑法による。

第八十四條 第四十四條第一項、第五十四條第一項若しくは第七十四條第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八條第一項、第四十四條第一項若しくは第五十四條第一項の規定による当該吏員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に處する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(生活保護法の廃止)

2 生活保護法(昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4 この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された

市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

5 市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行の際現に旧法第七條第二項の規定による認可を受けて保護施設を経営する者が、この法律の施行後引き続きその保護施設を経営するときは、この法律の施行後三月間は、その保護施設は、この法律に基いて認可された保護施設とみなす。

6 この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六條又は第七條の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第十四号の次に次の一号を加える。

十四ノ二 生活保護法ニヨル保護施設ノ経営ヲ目的トスル法人ガ保護施設ノ用ニ供スル土地及ビ建物ノ權利ノ取得ハ所有權ノ保存ノ登記

（説替規定）

9 他の法令中に旧法の規定を掲げ

ている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

昭和二十五年四月十一日印刷

昭和二十五年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁